

2020年度 埼玉県中小企業制度融資 申込(添付)資料一覧

- ★県の指導により申し込みの際には、必ず本人が受付窓口へ来ることが徹底されております。
- ★融資限度額を超える申し込みの無いようご注意ください。

				原本	コピー		
事業 一般	1	融資申込書(4枚複写・㊟は実印を使用してください) ※4枚目は事業者控え		商工会	1	／	
	【決算書】				原本	コピー	
	3	法人	『法人税の確定申告書』+『決算書(貸借対照表・損益計算書)』		直近2期分	2	
	4	個人(青)	『所得税の確定申告書』+『決算書(貸借対照表・損益計算書)』		直近2年分	2	
	5	個人(白)	所得税の確定申告書+(【小規模】収支内訳書又は、営業概況書:様式4)		直近2年分	2	
※確定申告書には税務署等の收受印が押印されているものがが必要です。							
貸付 ／ 小規模 事業 資金 、 他	【証明書】				原本	コピー	
	6	事業税の納税証明書 or 領収書(受領印付・期限内納付に限る) ※税務署ではないので要注意		県税事務所	1	2	
	7	履歴事項全部証明書	法人	法人の場合のみ必要 (保証協会の利用があり、登記に変更が無ければ原則不要)	法務局	1	2
	8	印鑑証明書	法人	『会社』・・・会社の印鑑証明書	法務局	1	1
			個人	『個人』・・・代表者の印鑑証明書	役所	1	1
9	許認可証の写し(必要業種に限る)(有効期限に注意)(個人→法人成り未変更に注意)				／	3	
【設備資金の場合】				原本	コピー		
10	見積書 ※下記①～③にご確認ください ①「見積業者の会社印」②「有効期限は“無期限”か“長め”にする」③「個人事業の場合には宛名がフルネームである」				1	2	
11	カタログ又は図面 ※中古でカタログ等が無い場合は、写真3枚を添付				1	2	
12	建築確認申請書及び、建築確認通知書の写し(新築等の場合)				／	3	
13	家主の承諾書(借店舗改装等の場合)及び、賃貸借契約書の写し				／	3	
14	設備完了届け				1	／	
【保証協会の新規利用者】				原本	コピー		
15	経歴書(保証協会新規利用者の場合)				1	／	
【宣誓書】				原本	コピー		
16	風俗営業でない旨の宣誓書(お酒を提供する飲食店、喫茶店)				1	／	
【指定銀行との間に事業上取引が6ヶ月以上ない場合】及び、【事業形態が居宅内事務室の場合】				原本	コピー		
小規模 事業 資金	17	賃貸借契約書の写し等(事業所が自己所有で無い場合)				／	3
	18	固定資産税納税通知書の写し、又は建物の評価証明書(事業所が自己所有の場合)				／	3
	19	事業上の取引を確認できる通帳の写し(居宅内事務所の場合) (表紙を含め直近1年分。“20”を確認できる部分) ※現地確認省略の場合は不要				／	3
	20	契約書・取引先発行の注文書、もしくは領収書等、伝票類の写し(居宅内事務所の場合)				／	3
◆融資申込書の受付機関記入欄※2のいずれにも✓印がつかない場合は現地確認を行います。							
【特別小口保険を利用する場合】				原本	コピー		
21	事業税又は、県民税もしくは市民税の所得割を完納していることを確認できる納税証明書				1	2	
全般	22	外国籍の方は「外国人登録証明書(外国人手帳)」のコピー、又は、市町村発行の外国人登録原票記載事項証明書が必要となります				1	2

- ◆運転・設備資金を同時に申し込む場合は、2口申し込みとなるため、証明書関係については“原本2組”を提出すること。
 - ◆融資申し込み時(受付)には、『事業主もしくはその家族や役員、または経理担当者』の方が商工会へお越し下さい。
 - ◆その他の制度は、別途資料をご覧ください。 ◆不動産業への運転・設備資金の貸付は、県制度融資貸の対象外となります。
- ((参考))埼玉県制度融資 様式ダウンロード <http://www.pref.saitama.lg.jp/site/seidoyushi/07j-forms.html>